



県 章

滋賀県公報

平成 29 年（2017 年）
11 月 10 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第5項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年11月10日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に関する報告

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、滋賀県青年会館行政財産使用料にかかる損害賠償等を求める住民監査請求が平成29年8月10日に提出されたが、当該請求は、同条第2項に定める住民監査請求の要件を欠き不適法であるため却下し、平成29年8月31日付けで請求人あて通知したところである。

しかしながら、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）にかかる行政財産使用料（以下「使用料」という。）免除の考え方について確認する必要があると判断したため、監査を実施した。

第2 監査の対象事項

平成28年度から平成29年度（平成28年度の使用料免除に関連して行われた平成27年度の事務を含む。）までに行われた一般財団法人滋賀県青年会館（以下「青年会館」という。）に対する使用許可にかかる使用料免除の考え方

第3 監査の着眼点

- 1 使用料免除の判断が、行政財産使用料減免基準（平成23年4月1日付け滋財第2090号総務部長通知。以下「減免基準」という。）と整合しているか。
- 2 県は青年会館の行う公益的事業（特に収益事業との関係）をどのように捉えているか。

第4 監査の対象機関

総務部財政課
琵琶湖環境部自然環境保全課
健康医療福祉部子ども・青少年局

第5 監査の実施方法

監査の対象機関から提出された監査資料を基に、関係職員から事情を聴取するなどして、監査を実施した。

第6 監査の執行年月日

平成29年9月26日

第 7 監査の結果

1 調査結果

(1) 青年会館の概要

ア 設立目的

青年会館は、「滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進をはかり、教育文化の振興に寄与すること」を目的として設立された法人である。(定款第 3 条)

イ 事業内容

定款に規定されている事業は次のとおりである。(定款第 4 条)

- (ア) 滋賀県青年会館を維持運営すること
- (イ) 青年団及び青少年団体の育成援助すること
- (ロ) 青年教育に関する集会及び宿泊の用に供すること
- (ハ) 青年の修養及び啓蒙等に関する出版物を刊行すること
- (ニ) 滋賀県が指定管理者として委託する長浜ドーム宿泊研修館の運営
- (ホ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、子ども・青少年局に確認したところ、公益的事業および収益事業等その他の事業として実施している事業は次のとおりである。

公益的事業(一般財団法人への移行時に作成した公益目的支出計画に基づき、移行時の純資産(正味財産)である公益目的財産額に達するまで取り組む「実施事業等」として当該法人が区分した事業)として、青年講座の開催、青年団活動の支援等事業および地域住民との交流事業を実施している。

収益事業等その他の事業(一般財団法人への移行時に「実施事業等」以外として当該法人が区分した事業)として、公益的事業以外の事業であって、青年教育に関する集会および宿泊の用に供することを目的に実施している簡易宿所の宿泊事業や貸室の事業等および法人の管理運営事業を実施している。

ウ 行政財産を使用している活動

子ども・青少年局に確認したところ、使用許可された行政財産に青年会館が活動拠点となる建物(以下「会館」という。)を建築し、行っている活動は次のとおりである。

(ア) 青年団および青少年団体の育成援助

県内の青年教育の推進を図ることを目的に、滋賀県青年団体連合会を支援するため、役員会等の事務局運営が円滑に実施できるよう、青年団活動の集会場所の利用を無償で提供するなど、青年団活動の拠点施設としての活動を行っている。

また、会館を活用した青年向け宿泊リーダー研修を実施し、地域の青年団活動の維持、活性化に貢献する活動を行っている。

そのほか、滋賀県青年団体連合会への経済的支援として運営補助を実施する活動を行っている。

(イ) 青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業

宿泊者は約 5 割が各種青少年団体の利用であり、貸会場は約 3 割が青少年の利用に供されている。また、滋賀県青年団体連合会の主催事業に関する会場や宿泊室の無償提供および役員会等への集会室の無償供与を実施する活動を行っている。

エ 県の施策を補完する公益的な事務・事業

県では、「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青少年の自立性や社会性を獲得する機会の提供や、青少年活動指導者を育成し、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動を促進することを掲げている。

子ども・青少年局は、青年会館が県内の青年活動の拠点として行う青少年活動の支援、青年団および青少年団体の育成援助、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業を県の青少年施策を補完する役割を果たすものとしている。

なお、県は青年会館に対し次の補助を行っている。

- (ア) 会館を拠点に、青年団体および青少年指導者を育成するために行う研修や交流事業への補助(滋賀県青年会館ゼミナール事業費補助金)
- (イ) 青少年健全育成に関する事業の効果的な推進と青少年団体が行う事業の充実に向けた指導助言に係る経費の補助(滋賀県青少年センター事業推進費補助金)
- (ロ) 湖北の青年活動の拠点として、青少年の地域づくりとその活性化に向けた交流の場づくりへの補助(湖北青年会館活動促進事業費補助金)

オ 青年団等の活動の状況

子ども・青少年局に確認したところ、青年団等の活動による会館の利用人数については、少子高齢化の影響や社会構造の変化等により、設立当初に比べて減少傾向にあるとのことである。

カ 青年会館への指導監督

青年会館の指導監督の所管は、一般財団法人への移行前は教育委員会事務局教育総務課、移行後は、移行に際して認可を受けた公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲（公益目的支出計画の進捗状況の確認）で総務部総務課の指導監督を受けているが、法人の運営に対して指導監督をする県の所管部局はない。

キ 宿泊事業の開始時期

財団法人滋賀県青年会館の設立当初（昭和43年12月）から寄附行為に基づき宿泊事業を実施している。

ク 宿泊事業を開始するに至った経緯

子ども・青少年局に確認したところ、社会教育、青少年教育の一環として、青年団活動の拠点となるべき施設および青少年の研修や憩いの場の施設が必要であるとした青年会館の判断から、昭和43年12月の財団法人滋賀県青年会館の設立当初から、寄附行為に掲げる事業として、「青年教育に関する集会及び宿泊の用に供する事業」が実施されているとのことである。

なお、公益的事業を継続的に実施し、法人を安定的に存続させるため、収益事業として一般宿泊客も対象としている。

(2) 使用許可の状況

ア 所在等

会館は、瀬田川にかかる唐橋の中間地区にある中之島に位置し、近江八景「瀬田の夕照」と謳われる地域に立地している。なお、使用許可書（平成28年3月28日付け滋賀県指令自第34-1号）による所在等は次のとおりである。

(ア) 所在 大津市唐橋町291番地

(イ) 区分 土地

(ウ) 数量 4,857.11㎡

(エ) 用途 会館の敷地

イ 使用許可期間

使用許可書により、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなっている。

ウ 使用料

最初の使用許可承認時から引き続き、免除している。なお、使用料は、使用許可の申請にかかる書類から確認できなかったため、自然環境保全課に使用料の算定を求めたところ、年間10,739,070円とのことであった。

エ 県の財産所管課

行政財産は、当該財産にかかる事務または事業を所掌する部局の所管に属することとなり、昭和48年に東海自然歩道案内所の敷地に供するため、自然保護課（現在の自然環境保全課）に所管替えされ、以後同課が所管している。

(3) 使用許可の制度および判断

ア 使用許可の制度

地方自治法第238条の4第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、滋賀県公有財産事務規則（昭和40年2月1日滋賀県規則第1号。以下「事務規則」という。）において、その手続等が規定されている。また、使用を許可することができる範囲の基準は、「行政財産の使用を許可する場合の取扱の基準」（平成2年3月5日付け滋財第5056号総務部長通知。以下「許可基準」という。）に示されている。

なお、事務規則第67条において、使用許可の状況を明らかにするため、台帳を作製し、毎年1回、使用状況について実地に調査を行い、その結果を当該台帳に記録しておかなければならないこととされているが、自然環境保全課においては、平成27年度に一度調査を行ったのみであった。

イ 使用許可の判断

青年会館については、第7の1(イ)エで述べたとおり、県内の青年活動の拠点として、青少年活動を支援する役割を担い、県の青少年施策を補完する公益的事業を行っているものであると判断し、自然環境保全課が許可基準の「(2)県の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供する

ため使用させる場合」に該当するものとして、許可をしている。

なお、「公共的団体」については、「行政財産の貸付けにかかる留意事項について」（平成23年2月1日付け滋財第2023号総務部財政課長通知）において定義が、団体性、非営利性および公共性という3つの要件を満たす団体であることと明確化されており、自然環境保全課は青年会館をこれに該当する団体として判断している。

(4) 使用料の取扱いおよび判断

ア 使用料の取扱い

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）第6条において、「知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、その具体的な基準は、減免基準に示されている。

なお、使用許可事務処理要領（平成27年11月25日付け滋財第2152号総務部財政課長通知）では、使用料の減免を希望する場合には、経営状況のわかる客観的資料を添付することとされているが、今回の使用許可の申請に際しては、当該資料は添付されていなかった。

イ 使用料免除の判断

青年会館は、行政財産を使用して、青年団および青少年団体の育成援助ならびに青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業を実施していることから、自然環境保全課がこうした事業を県の青少年施策を補完しているものと判断し、減免基準の「公共的団体（独立して経費負担の計算をすることが適当な場合を除く。）」が「県の施策を補完・代行する事務・事業の用に供する」ものに該当するものとし、使用料を免除している。

また、青年会館は、一般宿泊客を対象とした貸室の事業や宿泊事業などによる収益事業を実施しているが、これに関して特別な判断がされている資料は確認できなかった。

以上のとおり、使用許可および使用料免除にかかる事務手続は、現行の許可基準および減免基準を適用していると監査対象機関は説明するが、その運用に際して上記のような課題が見受けられたため、次のとおり意見を付す。

2 監査対象機関ごとの意見

(1) 青年会館に対する今後の支援の必要性やあり方について（健康医療福祉子ども・青少年局）

地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、青年団等の活動による利用人数が減少傾向である中、年間約1,000万円にもものぼる使用料を免除するなど財政的援助を行うに当たっては、法人運営の適正性や経済性などを詳細に把握した上で、その効果、必要性などの要否を慎重に検討すべきである。

しかしながら、子ども・青少年局は、宿泊事業や貸室事業等の収益事業を含めた法人全体の事業報告や財務諸表等を求めている状況であったことから、今後は、収益事業も含めた法人全体としての実態、実情を精査し、青年会館が行う公益的事業の補完状況を詳細に把握されるべきである。

については、青年団および青少年団体を取り巻く社会情勢や青年会館の経営状況および利用実態の変化も考慮し、青年会館に対する支援の必要性やあり方を検討されたい。

(2) 財産所管課としての使用許可および使用料免除の判断について（琵琶湖環境部自然環境保全課）

財産を所管し、使用許可を行っている意義を踏まえると、青年会館の使用料免除にかかる判断の適否について、財産所管課としての説明責任があるにもかかわらず、提出を求めることとされている青年会館の財務諸表等を求めることなく、子ども・青少年局の判断を漫然と受け入れて必要な検討を行わず、使用許可を行っていた。

また、事務規則により毎年度行うこととされている使用状況の調査は、平成27年度にしか行っておらず、その調査結果を記載した報告書は、表面的で実態を把握するには不十分なものであった。

会館が所在する瀬田川中之島地区は、近江八景「瀬田の夕照」と謳われる風光明媚な地域であることを踏まえ、財産所管課として主体的に検討を加えるなど、その一角の占有にかかる使用許可および使用料免除の判断を慎重に行われたい。

(3) 減免基準の運用にかかる諸課題の対応について（総務部財政課）

公共的団体の減免については、減免基準において「独立して経費負担の計算をすることが適当な場合を除く。」となっており、財政課の解釈では、減免に依存することなく独立して運営していける団体については減免しないこととしている。しかしながら、その具体的な判断基準を明確に示すことなく財産所管課の判断に委ねており、今回の使用料免除に際し、減免基準を所管する財政課としてその判断について十分に確認していなかった。

また、青年会館のように広範な使用面積で多額の使用料を免除するような特例的な事案についても、財政課の判断によると、現行の減免基準における減免率は、一律に100%のみとしており、この減免率がそのまま適用されている状況である。

しかしながら、青年会館の行う収益事業については、公益的事業から独立して経費負担の計算をすることは可能であると考えられることから、現行の100%と異なる率により減免を行ったとしても合理性を失うものではないと考えられる。

こうしたことを踏まえ、今後、財産所管課が適切に判断できるよう、減免基準をより明確にし、使用料免除の判断について、県民に対して十分な説明責任を果たせるよう、減免基準および減免基準の運用の見直しを早急に検討されたい。

